

公立大学法人神戸市看護大学利益相反マネジメント規程施行細則をここに公布する。

2024年5月8日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第1号

公立大学法人神戸市看護大学利益相反マネジメント規程施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人神戸市看護大学利益相反マネジメント規程（2024年5月規程第1号。以下「規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指導監督者)

第2条 規程第3条第2項に規定する細則で定める指導監督する者は、次に掲げるものとする。

(1) 法人本部長及び内部監査室長並びに学長、学部長、研究科長、図書情報センター長及びいちかんだ이버シティ看護開発センター長の職にある者

(2) 産学連携活動の責任者

(自己申告書)

第3条 規程第5条第1項の規定に基づく自己申告は、職員等が次項各号に掲げる事由に該当する場合、職員等の配偶者等が次項第2号から第6号に掲げる事由に該当する場合又は職員等若しくは当該職員等の配偶者等が出資し、若しくは役員に就任するなどしてその運営に相当の影響を有する法人が次項第1号から第6号に掲げる事由に該当する場合に行うものとする。

2 前項に定める自己申告を行う事由は次の各号に定める場合とする

(1) 産学連携活動に係る企業等への技術移転（実施許諾、権利譲渡、技術指導を含む。）を行う場合で、同一企業等から合計して年間200万円以上の金銭を受け入れている場合

(2) 産学連携活動に係る企業等との共同研究又は受託研究を行う場合で、同一企業等から合計して年間200万円以上の金銭を受け入れている場合

(3) 産学連携活動に係る企業等からの研究助成金又は教育研究奨励寄附金の受入れにおいて、同一企業等から合計して年間200万円以上の金銭を受け入れている場合

(4) 産学連携活動に係る企業等で職員等が行う兼業活動に関して、同一企業等から合計して年間100万円以上の金銭を受け入れている場合

(5) 産学連携活動に係る企業等から、給与、原稿料、寄附金その他これらに類するもの、設備又は物品等の提供により個人的な経済的利益を得る場合で、同一企業等から合計して年間100万円以上の金銭を受け入れている場合

(6) 産学連携活動に係る企業等から、発行済み株式総数5%以上の公開株式又は1株以上の未公開の株式、出資金、新株予約権、受益権等の個人的な経済的利益を得る場合

(7) 産学連携活動に係る企業等へ学生等を当該活動に従事させる場合

(8) 産学連携活動に係る企業等に対する法人の施設及び設備の利用を提供する場合

(9) 産学連携活動に係る企業等から200万以上の物品を購入する場合

(10) 上記のほか、委員会が対象と認める場合

3 前2項に基づき自己申告をする者は、様式第1号による利益相反に関する自己申告書（以下「自己申告書」という。）を提出しなければならない。

4 前3項の自己申告は次の各号の方法で行うものとする。

(1) 一括申告 前年度1年間の内容について毎年7月31日までに申告を行うもの

(2) 随時申告 一括申告の期日後、申告要件に該当していた場合、及び新たに利益相反の状態に陥る可能性のある場合に随時申告を行うもの

(調査方法)

第4条 規程第6条第2項の規定に基づき、公立大学法人神戸市看護大学利益相反マネジメント委員会が行う調査は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自己申告書の内容確認
- (2) 事情聴取
- (3) 追跡調査
- (4) 前3号に掲げるもののほか、利益相反に関して必要な調査
(是正措置等決定通知書)

第5条 規程第9条の規定に基づく是正措置等の決定及び通知は、様式第2号による利益相反に関する是正措置等決定通知書で行うものとする。

(不服申立書)

第6条 規程第11条の規定に基づき不服申立てをしようとする者(以下「不服申立人」という。)は、様式第3号による利益相反に係る不服申立書を理事長に提出しなければならない。

(不服申立取下書)

第7条 規程第16条第1項の規定に基づく不服申立ての取下げは、様式第4号による利益相反に係る不服申立取下書でなければならない。

(諮問通知書)

第8条 理事長は、規程第17条第1項の規定に基づき公立大学法人神戸市看護大学利益相反に係る不服申立審査会に諮問したときは、不服申立人に対し、様式第5号による利益相反に係る諮問通知書により通知するものとする。

(主張書面)

第9条 規程第22条に規定する細則で定める書面は、様式第6号による利益相反に係る主張書面とする。

(答申書)

第10条 規程第26条に規定する細則で定める書面は、様式第7号による利益相反に係る答申書とする。

(決定書)

第11条 規程第30条第4項に規定する細則で定める書面は、様式第8号による利益相反に係る決定書とする。

(施行細則の委任)

第12条 この細則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この細則は、公布の日から施行し、2024年4月1日から適用する。

年 月 日

利益相反に関する自己申告書

理事長 宛

申請者

氏名 (自署) :

所属 :

領域・課

分野・係

公立大学法人神戸市看護大学利益相反マネジメント規程第5条第1項の規定に基づき、自己申告します。

利益 相反 事項	<input type="checkbox"/> 研究活動 研究課題名 : <input type="checkbox"/> 研究活動以外 <input type="checkbox"/> 兼業活動 <input type="checkbox"/> 物品購入 <input type="checkbox"/> 法人の施設 <input type="checkbox"/> 設備の利用提供 <input type="checkbox"/> その他 ()		
利益 相反 事由	1 技術移転 (実施許諾, 権利譲渡, 技術指導を含む) 年間200万円以上	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	企業, 団体名 : 金額 : 円 概要 :
	2 共同研究又は受託研究 年間200万円以上	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	企業, 団体名 : 金額 : 円 概要 :
	3 研究助成金又は教育研究奨励寄附金の受入れ 200万円以上	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	企業, 団体名 : 金額 : 円 概要 :
	4 兼業活動 年間100万円以上	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	企業, 団体名 : 金額 : 円 概要 :
	5 給与, 原稿料, 寄附金その他これらに類するもの, 設備又は物品等の提供 100万円以上	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	企業, 団体名 : 金額 : 概要 :
	6 発行済み株式総数5%以上の公開株式又は1株以上の未公開の株式, 出資金, 新株予約権, 受益権等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	企業, 団体名 : 保有株式数 : 保有比率 :
	7 企業等へ学生等を当該活動	<input type="checkbox"/> 有	企業, 団体名 :

	に従事させる場合	<input type="checkbox"/> 無	概要：
	8 企業等に対する法人の施設及び設備の利用の提供	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	企業, 団体名： 概要：
	9 200万以上の物品を購入する場合	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	企業, 団体名： 購入物品： 金額：
	10 1から9まで以外で, 職員等による公正かつ客観的な教育研究を困難にするもの(企業等の役員, 職員, 顧問職の就任等)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	概要：

第 号
年 月 日

様

公立大学法人神戸市看護大学
理事長

利益相反に関する是正措置等決定通知書

下記申告に対して、公立大学法人神戸市看護大学利益相反マネジメント委員会の審議の結果に基づき、理事長及び学長の協議の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

(1) 申告者に係わる利益相反の概要	
(2) 是正措置等の内容	
(3) その他	当該是正措置等を講じ、利益相反の回避又は改善を行い、その実施状況を理事長に報告すること。

(注意)

- ・本決定に対し、不服があるときは、規程11条に基づく不服申立てができます。
- ・不服申立ては、決定があったことを知った日の翌日から起算して1週間以内にしなければなりません。

年 月 日

利益相反に係る不服申立取下書

理事長

宛

不服申立人（自署）：

公立大学法人神戸市看護大学利益相反マネジメント規程第16条第1項の規定に基づき下記の不服申立てを取り下げます。

記

不服申立て

(1) 不服申立日

年 月 日

(2) 不服申立名

年 月 日付け第
置等に対する不服申立て

号により理事長から通知のあった利益相反に関する是正措

年 月 日

利益相反に係る諮問通知書
不服申立人 様

理事長

印

下記の不服申立てを 年 月 日に公立大学法人神戸市看護大学利益相反に係る
不服申立審査会に諮問しましたので、お知らせします。

記

不服申立て

(1) 不服申立日

年 月 日

(2) 不服申立名

年 月 日付け第 号により通知した利益相反に関する是正措置等に対する不
服申立て

年 月 日

利益相反に係る主張書面

公立大学法人神戸市看護大学利益相反に係る不服申立審査会

委員長

宛

不服申立人（自署）：

不服申立て

(1) 不服申立日

年 月 日

(2) 不服申立名

年 月 日付け第 号により理事長から通知のあった利益相反に関する是正措置等に対する不服申立て

記

上記不服申立てについて、次のとおり、主張します。

年 月 日

利益相反に係る答申書

理事長 様

公立大学法人神戸市看護大学利益相反に係る不服申立審査会
委員長

年 月 日に諮問されました 不服申立てについて、
下記のとおり、答申します。

記

- 1 審査会の結論
- 2 事案の概要
- 3 不服申立てに至る経過
- 4 不服申立人の主張の要旨
- 5 調査審議の経過
- 6 審査会の判断の理由

年 月 日

利益相反に係る決定書

不服申立人

様

公立大学法人神戸市看護大学

理事長



不服申立人が 年 月 日付けで申し立てた
に対し、次のとおり決定する。

決定についての不服申立て

主文

本件不服申立てを

する。

裁決の理由

1 事案の概要

2 不服申立人の主張の要旨

(1) 不服申立ての趣旨

(2) 不服申立ての理由の要旨

3 理由